

講習会実施規程

(目的)

第1条 本規程は公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「当財団」という）の有機認定業務規程第55条に関わる生産行程管理者等の講習会の実施について必要な事項を定めるものである。

(研修会等の種類)

第2条 本財団が行う講習会等の種類及び内容等は以下のとおりとする。

「生産行程管理者等講習会」

対 象：原則として、本財団に有機認定申請を行う生産行程管理者等から選出された、生産行程管理責任者、小分け責任者、格付担当者、及び格付表示担当者とする。

また、上記以外の者であっても、特に受講を希望する者は、その受講を阻まない。

開催時期：熱海事務所において、定期的に行うことを基本とする。また、事務局長の承認を得て、熱海事務所以外の地方でも行うことができる。

内 容：(1) J A S 法（政令省令含む。）について

(2) 有機食品等の検査認証制度について

(3) 指定農林物資について

(4) 対象となる農林物資の日本農林規格について

(5) 認定の技術的基準について

(6) 有機認定申請及び認定事項確認調査の手続、実施方法について

(7) 生産行程管理責任者等の実務について

(8) クレーム対応について

(9) 格付の実務及び証票管理について ほか

(講習会の方法)

第3条 講習会等の日時、場所、対象者、受講料等の案内は、ホームページなどにより行うこととする。

2 講師については基本的に財団役職員が担当するが、必要に応じて外部の講師も招くこともできる。

3 また、受講者の要請により、現地での出張講習も行うことができる。

4 理事長は、当財団の主催する講習会以外に、他の機関が主催する講習会を本講習会と同等のものと指定することができる。

5 講習会の受講料等は、「有機 JAS 講習会料金一覧表」に従い徴収することとし、同表に定めのないものについてはその内容に応じてその都度理事長が定める。

6 受講を希望するものは、当財団に問い合わせ申し込みをすることとする。

(テキストの作成)

第4条 理事長は、前条の講習会等の実施に際し必要なテキストを作成する。

(講習会等の記録)

第5条 当財団は、講習会等の内容、参加者の住所氏名、その他必要な記録を作成し、5年間保存する。

(修了証の授与)

第6条 理事長は、講習会を受講し修了した者に、「修了証書」を発行する。

(規程の改訂)

第7条 本規程の改訂は、理事長が行う。

(補 則)

第8条 本規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

(附則)

1. 本規程は、平成18年3月10日より施行する。
2. 平成22年4月13日一部改訂（この一部改訂は平成22年4月20日より施行する）。
3. 平成24年8月30日一部改訂（この一部改訂は平成24年9月9日より施行する）。
4. 平成27年3月8日一部改訂（この一部改訂は平成27年3月8日より施行する）。